

山形県教員「指標」

山形県教育委員会

平成30年1月 策定

令和 5年3月 改正

1 策定の趣旨

山形県教育委員会は、教育公務員特例法第22条の3に基づき、文部科学大臣が定める指標の策定に関する指針を踏まえ、県内教職課程を有する大学及び各市町村教育委員会、各学校、保護者、産業界の共通認識を得るとともに、パブリックコメントを通じて広く県民の意見を反映させ、本県教員が『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月 中央教育審議会答申）で示された新しい時代における教員の姿を実現するため、高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付ける資質・能力を明確化した指標を定める。

2 性格

指標は、本県教員が主体的に資質向上を図る際、教員としてのキャリアステージ全体を見通し、自らの職責、経験、適性に応じて効果的・継続的な研修を行うための目安であり、県教育委員会が研修計画を策定する際に踏まえるべきものとする。

また、校長は、指標及び研修計画、研修等に関する記録を踏まえて、教員に対し資質の向上に関する指導助言を行うものとする。

なお、指標は、人事評価に用いるものではない。

3 指標が対象とする教員等の範囲

県教育委員会が任命権者となる県立学校、市町村立小・中学校・義務教育学校の校長、副校長・教頭、主幹教諭、教諭（常勤講師及び短時間勤務教諭を含む）、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭とする。

（非常勤講師については対象としないが、研修機会の充実に努め、資質向上を図る。）

なお、市町村立幼稚園及び市町村立幼保連携型認定こども園の教員等の指標については、各市町村教育委員会の参考となるよう策定した。

4 校長の指標

校長の職責及び役割の大きさに鑑み、校長の指標を策定する。

5 本県が採用時に求める教員の姿（※山形県教員選考試験 基本方針より）

- （1）児童生徒への深い教育愛と教育に対する強い使命感、責任感のある方
- （2）明るく心身ともに健康で、高い倫理観と規範意識を備え、法令を遵守する方
- （3）豊かな教養とより高い専門性を身につけるために、常に学び、自らを向上させる姿勢をもち続ける方
- （4）山形県の教員として、郷土を愛する心もち、人とのつながりを大切に
して、地域社会においてよりよい学校や地域社会を築こうとする方

6 本県教員に求める「着任時の姿」

「5 本県が採用時に求める教員の姿」(※山形県教員選考試験 基本方針より)に基づき、本県教育委員会が行う教員採用、及びその後の資質向上の前提となる、初任者に求める「着任時の姿」を、以下のとおりとする。

【 「着任時の姿」 】

○教諭(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の教諭及び主幹教諭)

【教職の実践に関する資質・能力】

- 1 児童生徒に対する深い教育愛をもった上で、生徒指導及び教育相談の意義や原理・理論を理解している。
- 2 児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。
- 3 学習指導要領を理解し、授業を行うことができる。
- 4 学習評価の意義と方法について理解している。
- 5 インクルーシブ教育システムの考え方や、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解している。
- 6 学校におけるICT活用の意義と情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。

【教職の素養に関する資質・能力】

- 1 言葉遣いやマナー、コミュニケーション力などの社会人としての常識を身に付け、円滑な人間関係をつくることができる。
- 2 明るく、心身ともに健康で、教養と教育に対する専門性を身に付けている。
- 3 「令和の日本型学校教育」を踏まえた、新しい時代における教育、学校及び教職の意義や、学び続ける教師の重要性について理解している。
- 4 教育公務員にふさわしい倫理観と規範意識を備え、教育に対する強い使命感・責任感をもっている。
- 5 山形県の教員として、郷土を愛する心を持ち、人とのつながりを大切にして、地域社会においてよりよい学校・園を築こうとしている。
- 6 危機管理の重要性を理解し、危機意識をもって行動しようとしている。

○養護教諭(※教諭と共通するものは除く。)

【養護教諭の実践に関する資質・能力】

- 1 養護教諭の職務と役割を理解し、日常の応急処置を実施することができる。
- 2 学習指導要領を理解し、保健指導、保健学習を行うことができる。
- 3 保健室の機能及び保健室経営について理解することができる。
- 4 人とのつながりを大切にし、児童生徒や教職員と良好なコミュニケーションを図ることができる。

○栄養教諭（※教諭と共通するものは除く。）

【養護教諭の実践に関する資質・能力】

- 1 栄養教諭の職務と役割を理解し、食育に取り組むことができる。
- 2 学校給食の意義を理解し、給食を活用した食に関する指導を行うことができる。
- 3 学習指導要領を理解し、食に関する授業・指導を行うことができる。
- 4 栄養管理責任者としての役割について理解している。
- 5 学校給食衛生管理責任者としての役割について理解している。

○幼稚園教諭（※教諭との整合性を図りつつ、「児童生徒」を「幼児」に、「学習指導要領」を「幼稚園教育要領等」などに、文言を置き換えている。）

7 指標の段階

指標には、本県教育委員会が新規採用教員に対して求める資質を「**着任時の姿**」として第一の段階に位置付け、それも含めて以下の段階を設ける。

○教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭のキャリアステージ（5段階）

- ・ 着任時の姿 （初任時）
- ・ 始発期 ※（初任時～3年目）
- ・ 成長期 ※（4年目～10年目）
- ・ 充実期 ※（11年目～20年目）
- ・ 組織運営期 ※（21年目～退職）

※キャリアステージごとに示した経験年数は、各教員が自ら資質向上を目指す際のあくまでも目安であり、研修を受ける際等に参考とするものである。

例えば、本県教員としては初任であっても、他県で教員としての経験を積んでいる場合などは、成長期にあたる研修で自らの資質向上を図ること等も考えられる。

8 指標の内容を定める観点

指標の内容を定めるため、教諭用、幼稚園教諭用、養護教諭用、栄養教諭用にそれぞれ、以下の観点を設定する。

教諭用	
A：教職の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
担任力 ○生徒指導力 ・児童生徒理解力・教育相談力 ・集団指導力・学級経営力 ○学習指導力 ・基礎的授業力・カリキュラムマネジメント ・指導の積極的改善 ・教師としての専門性の構築、専門教科の指導力強化 ○特別支援教育力 ・特別支援教育の理解と実践力 ○ICT活用力・情報モラル	○総合的な人間力 ・社会力 ・豊かな人間性・教養 ・学び続ける姿勢 ○教育公務員としての自覚 ○チームマネジメント能力 ・経営参画意識 ・連絡調整力 ・チーム運営力 ・後輩への指導・助言力 ○危機管理対応能力 ・学校安全の意識 ・学校情報管理の意識

養護教諭用	
A：養護教諭の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
○養護教育力 ・健康相談力 ・保健管理力 ・保健教育力 ・保健室経営力 ・保健組織活動力 ○ICT活用力・情報モラル ○特別支援教育力	※教諭用と共通

栄養教諭用	
A：栄養教諭の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
○栄養教育力 ・食に関する指導力 - 児童生徒理解力、食育推進力、給食時間における食に関する指導力、教科等における食に関する指導力、個別的な相談指導力 ・学校給食管理力 - 栄養管理力、衛生管理力 ○ICT活用力・情報モラル ○特別支援教育力	※教諭用と共通

校長用	
☐ 総合的な人間力	
☐ 教育公務員としての自覚	
☐ 経営・組織マネジメント力（学校経営力、人材育成力、連携・協働調整力）	
☐ 危機管理	

幼稚園教諭用	
A：保育の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
☐ 幼児理解力 ・幼児理解力・教育相談力 ☐ 保育指導力 ・集団指導力 ・基礎的保育力・カリキュラムマネジメント ・指導の積極的改善 ・保育の専門性の構築 ☐ ICT活用力・情報モラル ☐ 特別支援教育力 ・特別な支援を必要とする幼児への指導・援助力	※教諭用と共通

9 指標の構成

- (1) 指標のキャリアステージ（５段階）を横軸とし、各観点を縦軸として、キャリアステージ及び観点到した項目内容を記述し、表を作成している。
- (2) 各キャリアステージにおいて○印を付けた重点項目は、各教員が自らの資質向上を図るため研修を受講する際などに、目安として活用できるようにするものである。（その重点の時期以前に、研修及び教員としての経験等により身に付けておくことは、より望ましい。）
- (3) 指標の「始発期」に位置付けた重点項目は、「探究型学習の趣旨理解」、「郷土愛の育成」、「ICT機器の活用」など、本県教育の充実に向けて、教職の早い段階から身に付けてほしい資質として示したものである。特に、養護教諭や栄養教諭には、学校において、より専門性の高い教員としてその能力を発揮してほしいという考え方から、「始発期」により多くの重点項目を位置付けている。
- (4) 県教育委員会は、指標のキャリアステージ及び観点等を踏まえ、各教員が資質向上を図るための研修計画を策定する。

10 指標の文言

- (1) 指標の文言について、教諭・養護教諭・栄養教諭用においては、めざす資質・能力像として示すため、文末表現を「～できる」としている。また、校長用においは、資質・能力の発揮という観点から文末表現を「～を行う、～する」としている。
- (2) 本県で使用している教育用語の中で、特に説明が必要な文言について以下に示す。

【令和の日本型学校教育】(山形県教員「指標」1 策定の趣旨)

中央教育審議会答申で示された、「全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現」を目指す学校教育の姿

(出展：『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～) 2021.1 中央教育審議会答申)

【指導助言】(山形県教員「指標」2 性格)

指導助言は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者が行う。教員への指導助言は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施する。

(出展：教育公務員特例法 第20条、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」2022.8 文部科学大臣告示)

【教育愛】(山形県教員「指標」5 本県が採用時に求める教員の姿)

「教育愛」：一般には教育者（特に教師）の被教育者（特に児童）に対する愛をさすが、それは単なる情緒的な愛ではなく、被教育者をより望ましい方向に形成することを意図して被教育者にはたらきかける教育活動によって表現される愛である。

(新教育学大辞典 第一法規)

【担任力】(山形県教員指標 教諭用A 領域)

「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の3つを統合して、授業を核とした学級・学年・教科経営を行っていく力

(出典：「担任力リーフレット 第1集」2013.3 山形県教育委員会)

【探究型学習】(山形県教員指標 教諭用A 項目26)

自ら課題を設定し、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら、主体的・協働的に解決に取り組む学習

(出典：「平成29年度 学校教育指導の重点」2017.3 山形県教育委員会)

【ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業】(山形県教員指標 教諭用A 項目32、幼稚園教諭用A 項目36、養護教諭用A 項目36、栄養教諭用A 項目35)

「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」の定義

「すべての児童生徒がわかる喜びや学ぶ意義を実感できるように、配慮を要する児童生徒には『ないと困る支援』で、他の児童生徒にも『有効な支援』を、学級の実態、教科の特性、指導場面などに合わせて工夫した授業づくり」

(出典：研究報告書第80号「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」2013.3 山形県教育センター)

【師表】(山形県教員指標 校長用 項目4)

「師表」：師として人の手本・模範となること。また、そういう人。(大辞林)

「完璧な人間がいないように、誰も完璧な師表にはなり得ない。大切なことは、師表たる教師になろうという意識を持ち続けること、そうなるために努力することである。教員になるということ、教員であり続けるということは、そのような覚悟が必要なのである。」

(出典：「信頼される学校教育を推進するために～管理職等のための『校内研修活用資料』～」及び「師表」2011.12 山形県教育委員会)